

審 査 基 準

基準の名称	旅館業の許可基準	
法 令 等 名	根 拠 条 項	許認可等・処分の概要
旅館業法	第 3 条第 1 項	旅館業の許可
基 準 の 内 容		
旅館業法 第三条 旅館業を営もうとする者は、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。第四項を除き、以下同じ。）の許可を受けなければならない。ただし、旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の許可を受けた者が、当該施設において下宿営業を営もうとする場合は、この限りでない。 2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設の構造設備が政令で定める基準に適合しないと認めるとき、当該施設の設置場所が公衆衛生上不適當であると認めるとき、又は申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を与えないことができる。 一 心身の故障により旅館業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 三 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくはこの法律に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者 四 第八条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して三年を経過していない者 五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から起算して五年を経過しない者（第八号において「暴力団員等」という。） 六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの 七 法人であつて、その業務を行う役員のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの 八 暴力団員等がその事業活動を支配する者 3 第一項の許可の申請に係る施設の設置場所が、次に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下同じ。）の周囲おおむね百メートルの区域内にある場合において、その設置によつて当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認めるときも、前項と同様とする。 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除くものとし、次項において「第一条学校」という。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下この条において「幼保連携型認定こども園」という。） 二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を除くものとし、以下単に「児童福祉施設」という。） 三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二条に規定する社会教育に関する施設その他の施設で、前二号に掲げる施設に類するものとして都道府県（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区。以下同じ。）の条例で定めるもの 4 都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長）は、前項各号に掲げる施設の敷地の周囲おおむね百メートルの区域内の施設につき第一項の許可を与える場合には、あらかじめ、その施設の設置によつて前項各号に掲げる施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがないかどうかについて、学校（第一条学校及び幼保連携型認定こども園をいう。以下この項に		

において同じ。)については、当該学校が大学附置の国立学校(国(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。以下この項において同じ。))が設置する学校をいう。)又は地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人(以下この項において「公立大学法人」という。)が設置する学校であるときは当該大学の学長、高等専門学校であるときは当該高等専門学校の校長、高等専門学校以外の公立学校であるときは当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会(幼保連携型認定こども園であるときは、地方公共団体の長)、高等専門学校及び幼保連携型認定こども園以外の私立学校であるときは学校教育法に定めるその所管庁、国及び地方公共団体(公立大学法人を含む。)以外の者が設置する幼保連携型認定こども園であるときは都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この項において「指定都市」という。))及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この項において「中核市」という。))においては、当該指定都市又は中核市の長)の意見を、児童福祉施設については、児童福祉法第四十六条に規定する行政庁の意見を、前項第三号の規定により都道府県の条例で定める施設については、当該条例で定める者の意見を求めなければならない。

- 5 第二項又は第三項の規定により、第一項の許可を与えない場合には、都道府県知事は、理由を附した書面をもつて、その旨を申請者に通知しなければならない。
- 6 第一項の許可には、公衆衛生上又は善良の風俗の保持上必要な条件を附することができる。

旅館業法施行令

(構造設備の基準)

第一条 旅館業法(以下「法」という。)第三条第二項の規定による旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 一客室の床面積は、七平方メートル(寝台を置く客室にあつては、九平方メートル)以上であること。
 - 二 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備として厚生労働省令で定める基準に適合するものを有すること。
 - 三 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。
 - 四 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障を来さないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること。
 - 五 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。
 - 六 適当な数の便所を有すること。
 - 七 その設置場所が法第三条第三項各号に掲げる施設の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。)の周囲おおむね百メートルの区域内にある場合には、当該施設から客室又は客の接待をして客に遊興若しくは飲食をさせるホール若しくは客に射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見通すことを遮ることができる設備を有すること。
 - 八 その他都道府県(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区。以下この条において同じ。)が条例で定める構造設備の基準に適合すること。
- 2 法第三条第二項の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。
- 一 客室の延床面積は、三十三平方メートル(法第三条第一項の許可の申請に当たつて宿泊者の数を十人未満とする場合には、三・三平方メートルに当該宿泊者の数を乗じて得た面積)以上であること。
 - 二 階層式寝台を有する場合には、上段と下段の間隔は、おおむね一メートル以上であること。
 - 三 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。
 - 四 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。
 - 五 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。
 - 六 適当な数の便所を有すること。
 - 七 その他都道府県が条例で定める構造設備の基準に適合すること。

- 3 法第三条第二項の規定による下宿営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。
- 一 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。
 - 二 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。
 - 三 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。
 - 四 適当な数の便所を有すること。
 - 五 その他都道府県が条例で定める構造設備の基準に適合すること。

(構造設備の基準の特例)

第二条 旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の施設のうち、季節的に利用されるもの、交通が著しく不便な地域にあるものその他特別の事情があるものであつて、厚生労働省令で定めるものについては、前条第一項又は第二項に定める基準に関して、厚生労働省令で必要な特例を定めることができる。

旅館業法施行規則

第一条 旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号。以下「法」という。）第三条第一項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、その営業施設所在地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下同じ。）に提出しなければならない。

- 一 申請者の住所、氏名及び生年月日（法人にあつては、その名称、事務所所在地、代表者の氏名及び定款又は寄附行為の写し）
- 二 営業施設の名称及び所在地
- 三 営業の種別
- 四 営業施設が第五条第一項に該当するときは、その旨
- 五 営業施設の構造設備の概要
- 六 法第三条第二項各号に該当することの有無及び該当するときは、その内容

2 前項の申請書には、営業施設の構造設備を明らかにする図面を添付しなければならない。

第一条の二 法第三条第二項第一号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

旅館業法施行条例

(法第三条第三項第三号の条例で定める施設)

第二条 法第三条第三項第三号（法第三条の二第二項、第三条の三第二項及び第三条の四第三項において準用する場合を含む。）の条例で定める施設は、次のとおりとする。

- 一 保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)第二十二条第二号の規定に基づき知事が指定した准看護師養成所
- 二 図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する図書館
- 三 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二条第一項に規定する博物館
- 四 主として児童(十八歳に満たない者をいう。以下この号において同じ。)の利用に供される施設又は多数の児童の利用に供される施設で、法第三条第三項第一号又は第二号に掲げる施設に類するものとして知事が指定するもの

2 前項第四号の規定による指定及びその取消しは、当該施設の名称及び所在地を告示することによつて行うものとする。

(法第三条第四項の条例で定める者)

第三条 法第三条第四項（法第三条の二第二項、第三条の三第二項及び第三条の四第三項において準

用する場合を含む。)の条例で定める者は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

- 一 設置者が国である施設 当該施設の長
- 二 設置者が地方公共団体である施設 当該施設を所管する地方公共団体の長又は教育委員会
- 三 前二号に掲げる施設以外の施設で監督庁があるもの 当該監督庁
- 四 前三号に掲げる施設以外の施設 当該施設の所在地を管轄する市町村長

(旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準)

第九条 旅館業法施行令(昭和三十二年政令第百五十二号。以下「政令」という。)第一条第一項第八号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 客室は、次の要件を満たすものであること。
 - イ 換気のための窓その他の開口部を有すること。ただし、これに代わる適当な換気のための設備が設けられている場合には、この限りでない。
 - ロ 採光のための窓その他の開口部を有すること。
- 二 入浴設備を必要とする施設にあつては、次の要件を満たす浴室が設けられていること。
 - イ 浴室(これに付設する脱衣室を含む。)の内部が当該浴室の外から容易に見えるような構造でないこと。
 - ロ 共同用の浴室が設けられている場合には、脱衣室を付設するとともに、男子用及び女子用の区分がない脱衣室については、出入口の扉に施錠設備を設けること。
 - ハ 男子用及び女子用の浴室(これに付設する脱衣室を含む。)が隣接して設けられている場合には、相互に見通すことができない構造であること。
- 三 洗面設備は、宿泊者の利用しやすい位置に設け、十分な広さを有するとともに、飲用に適する湯及び水を十分に供給することができる給水設備を有すること。
- 四 便所は、臭気の除去及び換気のための窓又はこれに代わる設備を有するとともに、清浄な水を十分に供給することができる流水式の手洗設備を有すること。
- 五 照明の設備は、施設内のそれぞれの場所で宿泊者の安全衛生上又は業務上の必要な照度を満たすものであること。

(簡易宿所営業の施設の構造設備の基準)

第十条 政令第一条第二項第七号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備(イにおいて「玄関帳場等」という。)が設けられていること。ただし、次の要件を満たす施設については、この限りでない。
 - イ 玄関帳場等に代替する機能を有する設備を設けることその他善良の風俗の保持を図るための措置が講じられていること。
 - ロ 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。
- 二 客室は、次の要件を満たすものであること。
 - イ 前条第一号に該当するものであること。
 - ロ 多数人で共用しない客室が設けられている場合には、当該客室の床面積の合計は、全ての客室の床面積の合計の二分の一未満であること。
- 三 入浴設備を必要とする営業の施設にあつては、前条第二号イからハまでの要件を満たす浴室が設けられていること。
- 四 洗面設備は、前条第三号に該当する共同用のものが設けられていること。
- 五 便所は、前条第四号に該当する共同用のものが設けられていること。
- 六 照明の設備は、前条第五号に該当するものであること。

(下宿営業の施設の構造設備の基準)

第十一条 政令第一条第三項第五号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 管理室が設けられていること。

- 二 客室は、第九条第一号に該当するものであること。
- 三 入浴設備を必要とする営業の施設にあつては、第九条第二号イからハまでの要件を満たす浴室が設けられていること。
- 四 洗面設備は、第九条第三号に該当するものであること。
- 五 便所は、第九条第四号に該当するものであること。
- 六 照明の設備は、第九条第五号に該当するものであること。

旅館業法施行細則

(旅館業許可申請書)

第二条 省令第一条第一項の申請書は、様式第一号によるものとする。

2 前項の申請書には、省令第一条第二項に規定する図面のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 申請に係る施設の設置場所の周囲おおむね二百メートルの区域内にある主要な地物(法第三条第三項各号に掲げる施設(これらの施設の敷地の用に供するものと決定した土地を含む。)を含むものとする。)の状況を明らかにした図面
- 二 法人(設立の登記を必要とする法人に限る。)にあつては、登記事項証明書